

社会福祉法人 長野原町社会福祉協議会

長期施設等入院・入所者慰問規程

(目的)

第1条 この慰問は、長期施設等入院・入所者を見舞い励ますことを目的とする。

(条件)

第2条 慰問対象者は、毎年7月1日及び12月1日を基準日とし、基準日以前3ヶ月でかつ当日入所者とする。

(慰問金)

第3条 慰問金は一人3,000円とする。

(慰問者)

第4条 慰問者は、次のとおりとする。

- ①社協役職員
- ②民生委員
- ③役場関係者
- ④その他

(その他)

第5条 この規程以外のことは、会長及び民生委員が協議して決める。

付 則

この規程は、昭和62年11月30日から施行する。